

## 白鷹町建設工事等競争入札参加資格審査要綱

(令和3年4月1日 告示第63号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町が発注する建設工事並びに工事に係る設計、測量、調査業務（以下「建設工事等」という。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び入札参加資格の審査等について必要な事項を定めるものとする。

(審査申請の受付等)

第2条 審査申請の受付（以下「定期受付」という。）は、2年ごとに行うものとする。

2 定期受付の期間は、2月1日から2月末までの間とする。

3 前項の規定にかかわらず、定期受付の期間に申請しない者であって、追加で競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、審査申請の追加受付（以下「追加受付」という。）の期間に申請することができる。

4 追加受付の期間は、毎年8月1日から8月10日までの間、又は定期受付の翌年2月1日から2月10日までの間とする。

5 定期受付及び追加受付の期間には、土曜日、日曜日、祝日を含まないものとし、受付期間の終期が土曜日、日曜日、祝日の場合は、翌日以降の開庁日を終期とする。

(審査申請の書類)

第3条 審査申請に必要な書類は、次のとおりとする。

(1) 建設工事

- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 経営事項審査結果通知書の写し
- ウ 工事経歴書（2期）
- エ 営業所一覧（該当する場合のみ提出）
- オ 技術者職員名簿又は技術者経歴書
- カ 委任状（該当する場合のみ提出）
- キ 使用印鑑届（該当する場合のみ提出）
- ク 印鑑証明書
- ケ 納税証明書（写しの提出可）

- コ IS09001 及び ISO14001 の認証・登録証の写し（該当する場合のみ提出）
- サ 暴力団排除に関する誓約書

(2) 建設工事に係る設計、測量、調査業務

- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 営業に関し、法律上必要とする登録等の証明書（該当する場合のみ提出）
- ウ 測量等実績調書
- エ 営業所一覧（該当する場合のみ提出）
- オ 技術者職員名簿又は技術者経歴書
- カ 商業登記簿又は代表者身分証明書（写しの提出可）
- キ 財務諸表
- ク 委任状（該当する場合のみ提出）
- ケ 使用印鑑届（該当する場合のみ提出）
- コ 印鑑証明書
- サ 納税証明書（写しの提出可）
- シ 暴力団排除に関する誓約書

（参加資格の審査）

第4条 町長は、審査申請があった場合は、速やかに入札参加資格の有無について審査するものとする。

（登録簿の作成等）

第5条 町長は、前条の規定により入札参加資格を有すると決定した者（以下「有資格者」という。）について、白鷹町入札参加資格者登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、登録するものとする。

2 前項に規定する登録簿には、有資格者ごとに次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者職氏名
- (3) 所在地及び連絡先
- (4) その他町長が必要と認める事項

3 登録簿への登録は、次のとおりとする。

	受付期間 <small>※ n=定期受付年</small>	名簿登録期間	審査基準日
--	-------------------------------	--------	-------

定期受付	n年.2/1 ~ n年.2/28	n年.4/1 ~ n+2年.3/31	n年.1/31
追加受付	n年.8/1 ~ n年.8/10	n年.10/1 ~ n+2年.3/31	n年.7/31
追加受付	n+1年.2/1 ~ n+1年.2/10	n+1年.4/1 ~ n+2年.3/31	n+1年.1/31
追加受付	n+1年.8/1 ~ n+1年.8/10	n+1年.10/1 ~ n+2年.3/31	n+1年.7/31

4 登録簿への登録期間は、登録された日から定期受付を行った年の翌々年の3月31日までとする。

(変更の届出)

第6条 有資格者は、当該入札参加資格の決定内容に変更があったときは、速やかに競争入札参加資格変更届に変更の事実を証する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、入札参加資格の審査について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。